

公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めの
適用水域における漁船操業ルール

日台漁業委員会第3回会合
(2014年1月23日及び24日、台北)

日台漁業委員会は、2013年4月10日に署名された「公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」の適用水域において、日本及び台湾（以下「双方」という。）の漁業者が遵守すべき操業ルールは以下のとおりとすることについて、討議の結果として一致し、以下の内容が実施されるために必要な措置をとるよう、それぞれの関係当局に通報し、要請する。

I. トラブルなく操業できるようにするためのルール

(1) 相互に連絡がとれる体制の確保（無線機器の設置）

双方の漁船は、相互の連絡を可能とするため、一定の出力を備えた無線機器を備えることとし、双方の漁業者間で、引き続き、コミュニケーション上の実務的障害の解決策について検討する。また、トラブルを避けるため、双方の漁船は、操業しているときは、そのことが他の漁船に分かるよう、一定の標識（灯火、旗など）をつけることを考慮することができる。

(2) 漁具の放棄および持ち帰りの禁止

双方の漁船は、取決め適用水域においてはえ縄等の漁具を放棄してはならず、他の漁船の漁具を持ち帰ってはならない。また、このことについて、双方の関係当局及び漁業者団体は、それぞれの漁業者を適切に指導する。

(3) マグロ延縄漁業におけるトラブル回避のためのルール

①八重山北方三角水域

双方は、沖縄の沿岸小型漁船の操業に特別の配慮が必要であることを認識し、八重山北方の三角水域（※）のうち、北緯25度10分以南、東経124度以東の水域（以下「当該水域」と略す）については、2014年4月1日から7月31日の間、双方の延縄漁船は、以下のルールにより操業を行うこととした。

※ 次に掲げる各点を順次直線で結ぶ線によって囲まれる八重山北方の

水域

- (ア) 北緯24度49分37秒、東経122度44分
- (イ) 北緯24度50分、東経124度
- (ウ) 北緯25度19分、東経124度40分

(i) 当該水域では、日本側が操業を予定する場合には、その5日以前に台湾側に通報しなければならない。当該通報は八重山漁協から蘇澳区漁会に対して行い、蘇澳区漁会はこの通報を確認する。日本側の操業期間は、台湾の漁船は4マイルの船間距離で操業する。

(ii) 当該水域における日本側の操業は、原則として、1回につき、1週間とする。

- (iii) 当該水域において操業する日本側の漁船は八重山の漁船が中心となり、当該水域で操業する予定のある日本側の漁船名を事前に台湾側に連絡する。また、台湾側は、当該水域で操業する台湾漁船の船名を可能な限り正確に日本側に通報する。
- (iv) 日本側は台湾側の船間距離4マイル操業が必要最小限になるよう努力することとし、仮に、日本側から台湾側への通報があったにもかかわらず、その操業しているべき日に実際には日本漁船が操業していないことを台湾側が認識した場合、台湾側は日本側（八重山漁協）に直ちに通報した上で、船間距離1マイルで操業することができる。

上記の八重山北方三角水域全体の操業ルールは、次回の日台漁業委員会において、その実施状況に関して漁業者間で見直した上で、その結果に基づき、見直さなければならない。

②特別協力水域

双方の漁船は、5月1日から7月31日の間、特別協力水域のうち、北緯26度以北の水域では日本漁船の操業方法で操業し、北緯26度以南の水域では台湾漁船の操業方法で操業する。それぞれの操業方法については、別添の通り。日本側は4月からクロマグロの操業が開始される場合は、このルールを準用すべきと要請し、台湾側はこれを考慮するとした。また、双方は、特別協力水域において、小型沿岸漁業者（はえ縄）の操業に関し特別な配慮が必要となることを認識し、沖縄の沿岸小型漁船の操業が実施される見通しとなった場合には、その具体的な方法につき協議する。

- ③ 漁具の放棄を回避するため、取決め適用水域外3マイルにバッファーゾーンを設け漁具の回収をするという台湾側の提案や、取決め適用水域におけるマグロの資源管理に係る日本側の提案について、双方は次回の日台漁業委員会で議論することに同意した。

II. トラブルが起きた場合の円滑な解決に関するルール

上記Iのルールの下で操業を行うこととしても、なお不測の事態等により、トラブルや事故が発生する場合がありうる。その場合も、円滑に解決がなされるよう、次のルールを設ける。

(1) 漁船保険への加入

- 双方の漁船は、衝突事故等、不測の事態に備えるため、一定の補償水準を担保した漁船保険に加入することを推進する。
- また、海上における衝突等の事故が起き、賠償が必要な場合は、双方の漁業者団体が責任を持って協力し、適切に解決ができるようにする。
- 双方の関係当局は漁船船主責任保険（P.I.保険）の整備を推進する。

(2) 漁具トラブルに関するルール

- 特にはえ縄漁業において、縄のもつれや絡みが起きた場合、切断してはならず、やむを得ず切った場合にも必ず漁具を修復する。
- また、このことについて、双方の関係当局及び漁業者団体は、それぞれの漁業者を適切に指導する。

(3) 事故発生時の連絡・対応窓口などの体制整備

事故やトラブルが発生した際、円滑な事故処理などがとれるよう、

① 双方の漁業者間の緊急連絡先を整備する。

② 事故処理に関する対応について、双方の漁業者団体間同士で整備する。

III. 双方は、今後、上記のルールの実施状況をレビューし、その結果を踏まえ、必要な見直しを検討する。

(別紙)

特別協力水域における操業方法

[北緯26度以北]

- ① 投繩方向は起点から西向きとし、投繩開始時間は05:00～06:00（日本時間）
- ② 船間間隔は4マイルとする。
- ③ 投繩回数は1回／日
- ④ 揚繩終了後は、前回の投繩開始位置に次の投繩開始時間前までに戻る。
- ⑤ 台湾漁船は操業するに当たっては、事前に既に周辺で操業している日本漁船との間で連絡をとることにより、自らの漁船が当該場所で操業可能か否かを確認した上で操業しなければならない。

[北緯26度以南]

1. 投繩・揚げ繩時間：0時（真夜中）に投繩した者は、12時（正午）前に揚げ繩を完了しなければならない。12時（正午）に投繩した者は、24時（真夜中）前に揚げ繩を完了しなければならない。
2. 投繩操業の基準点及び通報：操業基準点に関し、経度は「度」或いは「半度」を基準とし、緯度は「分」を基準として並んで操業を行う。操業の通報に関し、漁船は操業位置に到達した後共同のチャンネル（9222キロヘルツ）を用いて付近の漁船に周知しなければならず、もし同じ位置すでに別の漁船が操業のために待機している場合には、遅くきた漁船は前項の原則に基づいて別の位置を探さなければならない。
3. 投繩方向：一律東西軸で投繩をする。
4. 投繩距離：東西間の（繩の）距離は30カイリを超えてはならず、南北間の（船の）距離は1カイリとする。